

## 災害発生時における飲料水の調達に関する協定書

高知県知事 [ ] (以下「甲」という。) とひまわり乳業株式会社 代表取締役社長 [ ] (以下「乙」という。) は、災害発生時における飲料水 (以下「飲料水」という。) の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

### (要請)

第1条 甲は、災害時における飲料水の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、製造又は調達が可能な飲料水の供給を要請するものとする。

### (要請事項の措置)

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### (要請の方法)

第3条 飲料水の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### (飲料水の運搬、引渡し)

第4条 飲料水の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの飲料水の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、飲料水を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項の確認を市町村に代行させることができる。

### (費用負担)

第5条 甲は、飲料水を引き取った後、速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 飲料水の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品搬送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(車両の通行)

第6条 甲は、災害時において乙が飲料水を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成18年2月7日

甲 高知県知事

乙 高知市与力町3-10  
ひまわり乳業株式会社  
代表取締役社長